

英国の著作物の利用円滑化対策と日本法への示唆

明治大学 今村哲也

2020.9.16 GLOCOMオンラインイベント発表資料

イギリスが採用した対策 2011年～

- ① EU孤児著作物指令の国内実施（2014）
- ② 孤児著作物に関するライセンス制度（2014）
- ③ 拡大集中許諾制度（2014）
- ④ 著作権ハブ（2013）

イギリスが近時採用した対策

- EU孤児著作物指令を実施する規則
 - The Copyright and Rights in Performances (Certain Permitted Uses of Orphan Works) Regulations 2014, 2014 No.2861.
- 2013年企業・規制改革法
 - Enterprise and Regulatory Reform Act, 2013, c. 24. s.77(3).
 - 孤児著作物に関するライセンス
 - The Copyright and Rights in Performances (Licensing of Orphan Works) Regulations 2014, 2014 No. 2863.
 - 拡大集中許諾制度
 - The Copyright and Rights in Performances (Extended Collective Licensing) Regulations 2014, 2014 No. 2588
- ハーグリーブス報告書（2011年）
 - 「デジタル著作権取引所」 ⇒ 著作権ハブ(Copyright Hub)というイニシアチブとして開始

その後の状況

① 国内実施したEU孤児著作物指令

ブレグジットの
影響で廃止！？

② 孤児著作物に関するライセンス制度

アーカイブ団体の
評判は悪い！

③ 拡大集中許諾制度

開店休業状態だが、ブレグジット
の影響で動きがあるかも？

④ 著作権ハブ

「このプロジェクトは、著作権で保護されたコンテンツを取引するための新しい市場インフラのイノベーションを実現するという約束を果たすことはできなかった」との評価・・・

出典：Hung The NGUYEN, The Dynamics of Expectations & Linked Ecologies: A case study of the Copyright Hub., Doctor of Philosophy The University of Edinburgh 2019

ブレグジットの影響

- 既存のEUの著作権法体系は、英国著作権法の改正を通して国内実施されている
- 英国法に根付いたEU著作権法体系のすべてを「根こそぎ廃止」にするような改正は予定されていない
- 著作権法とその関連法規の中で「EU」，「EEA（欧州経済領域）」，その「構成国」について言及した規定が多数あるため，それを削除，修正する改正を行うための規則が制定された
 - （2019年知的財産(著作権及び関連権) (修正) (EU離脱)規則, 2019 No.605)
- EU加盟国との互恵的な取り決めに前提にした規定が，必要に応じて修正または廃止されるに止まる
- 上記規則の発効は「2021年1月1日」であるため，移行期間中の交渉結果によって，再度の規則改正の可能性も残されている

EU孤児著作物指令の国内実施

- 孤児著作物指令に基づいて導入された、孤児著作物の許された利用の規定（著作権法44B条等）は**廃止**
- これまで、加盟国に設立されている図書館やアーカイブ団体は、同規定に基づいて、著作権を侵害することなく、孤児著作物を公衆に対し利用可能化することや、デジタル化等を目的とした複製を行うことができた。
- 今後、英国のアーカイブ団体はそれができなくなる
- 知的財産庁はアーカイブ団体に対して、移行期間終了後に著作権法44B条に基づいた利用を継続すると違法となる可能性があるとは通知し、別途用意されている孤児著作物ライセンス制度の利用に切り替えるように推奨している。



Part of
[Transition period](#)

Guidance

Orphan works and cultural heritage institutions: copyright from 1 January 2021

Cultural heritage institutions will not be able to rely on the orphan works exception from 1 January 2021.

出典：<https://www.gov.uk/guidance/orphan-works-and-cultural-heritage-institutions-copyright-after-the-transition-period>

Orphan works exception from 1 January 2021

The EU orphan works exception will no longer apply to UK-based institutions and will be repealed from UK law from 1 January 2021.

UK institutions may face claims of copyright infringement if they make orphan works available online in the UK or EEA, including works they had placed online before 1 January 2021.

Actions for UK cultural heritage institutions

By 1 January 2021 UK cultural heritage institutions will need to:

- remove any orphan works currently placed online under the exception
- consider seeking a licence under the UK's [orphan works licensing scheme](#)
- where they have a licence to use the work in the UK, consider limiting online access to users based in the UK to avoid copyright infringement in the EEA

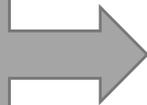
国内法に実装済みのEU孤児著作物指令の規定



ブレグジットの結果、廃止の方向へ



いまここ



知的財産庁：イギリス独自の孤児著作物ライセンス・スキームへの移行を呼びかけ

拡大集中許諾制度

- 拡大集中許諾制度：著作物の利用者または利用者団体と、大多数の著作権者を代表する集中管理団体との間で締結された契約の効果を、当該集中管理団体の構成員ではない著作権者にまで拡張して及ぼすことを認める制度である。このような契約を**ECL契約**という。
- 具体的な帰結としては、著作権の集中管理団体に権利の管理を委託していない著作権者の著作物についても、一定の利用目的を持った利用形態については、許諾を与えることができる権限が特定の集中管理団体に付与されることになる。
- この制度は、著作権者不明作品の利用円滑化を図ることを直接の目的としたものではないが、特定の作品の著作権者等が不明であっても、一定の利用目的との関係では拡大集中許諾の対象に含まれるため、結果として著作権者不明の問題を克服できるという利点がある。

拡大集中許諾の運用状況

- マニュアルは完備。だが、**開店休業状態**
 - マニュアル：<https://www.gov.uk/government/publications/extended-collective-licensing>
- 2017年12月5日、英国CLA（Copyright Licensing Agency）（日本のJRRCとJCOPYを足して、10くらい掛けたような複製権等の管理団体）が同制度の運用団体となることを申請。
- しかし、CLAはいったん申請取り下げたを公表（2018年4月30日）
- 他に申請団体がそれ以前もその後もあったというアナウンスはない
- CLAが申請を取り下げた理由：主としてEUとの関係
 - 「この**撤回は、各国の拡大集中許諾の規制に影響を及ぼす可能性のある、進化するEUの法的枠組みへの対応**である。このような状況が続く中では、CLAの優先事項は、ライセンス保有者と代表する権利者の双方の利益のために、すでに存在するよく理解されたライセンシングスキームの運営を継続することでなければならない。拡大集中許諾制度は英国では初めての制度であり、適切な時期に導入されることが重要である。したがってCLAは、立法上の立場が明確になった時点で再申請する意向である。IPOは、現時点でのCLAの立場を全面的に尊重し、支持している。」（<https://www.cla.co.uk/news/application-extended-collective-licensing-update>）
- これが理由であるとするならば、EU離脱にともなって、新たな動きがあるかも

ブレグジットとEU新著作権指令

- 新著作権指令は実施しない
- 国内実装の期限が離脱の移行期間後だから

「EU著作権指令の実施期限は2021年6月7日である。英国は2020年1月31日にEUを離脱し、移行期間は2020年12月31日に終了する。政府は移行期間を延長しないことを約束している。したがって、英国は指令を実施する必要はなく、政府も実施する予定はない。英国の著作権の枠組みに対する将来における変更は、通常の内政プロセスの一部として検討されることになる」（2020年1月16日の文書質問（下院）4371号に対する回答）。



出典：<https://questions-statements.parliament.uk/written-questions/detail/2020-01-16/4371>（左の写真も含む）

クリス・スキッドモア（Chris Skidmore）閣外大臣（大学・科学・研究・イノベーション担当）ビジネス・エネルギー・産業戦略省（BEIS）【当時】

EUの孤児著作物指令のスキームとイギリスの孤児著作物ライセンスの相違点

	孤児著作物ライセンス (UK)	EU孤児著作物指令
利用主体	誰でも	文化遺産機関
利用目的	特に限定なし (商業利用も可能)	公益的な任務に関する目的
著作物等の種類	すべての著作物等	書籍, ジャーナル, 新聞, 雑誌, 又はその他の文書の形式で発行された著作物, 収蔵品に含まれる「映画又は視聴覚著作物, 及びレコード」
利用態様	すべての利用	公衆に対する利用可能化と複製行為 (デジタル化, 利用可能化, 索引作業, 目録作成, 保存又は修復を目的とすること)
探索の程度	ガイダンスにしたがった入念な調査	入念な調査 (一定の情報源を含む + 誠実に行う)
費用	最低20ポンドの手数料と10ペンス (非商業利用の場合) のライセンス料	なし
権利者が現れた場合の支払請求	(期間内は) IPOがライセンス料を支払う建前	できない。登場後は, 利用者がライセンス料を払って利用
期間	最長7年	著作権が消滅するか, 権利者が登場するまで
地理的範囲	UKのみ	EU全域

イギリスの孤児著作物ライセンス・スキームの概要

- オンライン申請フォーム：<https://www.orphanworkslicensing.service.gov.uk/apply>
- 【アーカイブ用：<https://www.orphanworkslicensing.service.gov.uk/eu-eligibility/answer/1>】
- **申請方法**
 - 申請はオンラインでのみ。
 - 申請前に手続きにいくら要するのかが分かる仕組みを採用。
 - 作品のタイプや使用方法を選ぶと、ライセンス料と申請のための手数料が計算。
 - ライセンス料は類似する非孤児著作物を同様に使用した場合に課される料金を反映（可能な限り）。
 - ライセンス料は非商業的な使用について最低額が0.10ポンドとされる（クリエイティブコモンズにおける利用を想定して定められている）。
 - IPOはライセンス料を権利者のために8年間保管。
 - 申請手数料はIPOのコストをカバーするために徴収されるが、1つの申請における料金は利用を申請する作品数により異なっており、1作品について20ポンドから開始し、1つの申請について最大30作品で80ポンドが必要
 - 1つの申請で30作品を超える申請はできない（UKIPOの担当者に確認したところ、大量の著作物の権利処理は想定していない制度であるとのこと）。
- **入念な調査**
 - 申請者は申請前に権利者の入念な調査が実施されなければならない。
 - ガイダンスについて2014年9月17日にIPOが詳細を公表済。

イギリスの孤児著作物ライセンス・スキームの概要

• 申請に記載する事項

- 申請に際しては、①作品の題名、②判明している創作者・権利者、③作品の説明、④使用方法の説明、⑤ISBNなど何らかの判明している参照文献や識別記号、⑥作品の来歴に関する何らかの情報、⑦入念な調査に関する詳細、を提出。

• 申請の提出

- 申請の提出には、入念な調査の詳細、静止画像や翻案物のコピー（該当する場合）、申請手数料の支払いを含む。
- IPOは、申請を確認し、手続きを進める。
- 入念な調査の有無をチェックするとともに、提案されている利用が作品の翻案である場合、作品を害する利用でないかをチェックする。
- 通常10日以内に結論が出される。
- 申請に関する主な事項は、公衆がアクセス可能な電子的登録簿に載録される。

• データベース登録

- すべての申請、IPOによる決定およびライセンスの付与または拒絶の詳細は、検索可能なデータベースに登録される。（写真のような静止画像である場合）作品のサムネイル・イメージも登録される。

イギリスの孤児著作物ライセンス・スキームの概要

• ライセンス

- 申請が認められる場合、IPOは申請者に通知する。ライセンス料を支払うと、ライセンスが電子的に発行される。権利者が現れた場合でも、ライセンスは継続するが、新たなライセンスは発行されない。
- ライセンスの性質は、UK国内のみで有効な非排他的ライセンスであり、最大7年間有効である。権利者ないし創作者の名前が判明している場合には、クレジット表示をすることが要件とされる。

• ライセンス料の取り扱い

- 入念な調査によっても権利者が発見されなかった場合において、その後、権利者が判明する可能性が高い時点は、ライセンスが積極的に活用されている期間である。
- そのため、ライセンス料が保管されるのは、8年の間確保される。
- そのため、ライセンスの最大期間（7年）プラス1年の期間が設定されている。
- ただし、その後であっても、IPOは現れた権利者にライセンス料を支払う裁量を有するとされている。
- 8年経過すると、ライセンス料は、IPOの同制度のセットアップコスト、ランニングコストを弁済することに用いられる。
- また、集中権利管理指令に則して、社会、文化および教育的活動のために、余剰資金が使用されることになる。

イギリスの孤児著作物ライセンス・スキームの概要

• 不服申立手続

- 申請者の申請手続きに関する不服申立は著作権審判所に対して行う。
- ライセンス料の程度や、ライセンス付与の拒絶に関する問題を取り扱う。
- 現れた権利者は、簡易裁判所（**First-tier Tribunal**）に対して不服申し立てを行うことができる。
- 不服申し立ての理由は、許諾機関としてのIPOが不適切な行動をとったこと、許諾機関としてのIPOが規則に基づく義務を遵守しなかったことである。

運用状況

- orphan works register

- <https://www.orphanworkslicensing.service.gov.uk/view-register>

 **View the orphan works register**

BETA: This is a new service - your [feedback](#) will help us to improve it. [Find out more about the beta phase.](#)

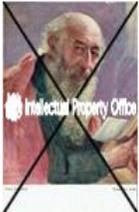
1077 results

Category:

- All
- Moving images
- Music notation
- Script and choreography
- Sound recordings
- Still visual art
- Written works

ST. KILDA - BRITAIN'S LONELIEST ISLE
Known creators or right holders: Paul Robello
Known identifiers: None
Category: Moving images
Licensee name: [Final Mile BG Ltd](#)
Status: Application Received (OWLS000225-1)

Betender Jude by Emil Fröhlich
Known creators or right holders: Emil Fröhlich
Known identifiers: None
Category: Still visual art
Licensee name: [Vintage Press Ltd](#)
Status: Licence Granted (OWLS000224-1)



the mynster on the ile
Known creators or right holders: H Abriham, bookseller, Ilminster 1904.

運用状況とその評価

「**2018年10月現在**，**合計877作品に144件のライセンス**が付与されている。同スキームが運用された**48ヶ月間**で**月平均18作品**という数字であり，**2014年10月29日付けの英国IPOプレスリリース「イギリスは9,100万件の孤児著作物へのアクセスを開いた」**（**2014年**）とはかけ離れた数字となっている。このことは，英国のIPOが委託した影響評価が予測していたもの，つまり，個々のライセンスとデータ入力を必要とするこのような官僚的なシステムは，「ほとんど利用されない」（**2012：6**）ということを中心に物語っている」

出典：Martinez, M and Terras, M 2019 ‘Not Adopted’: The UK Orphan Works Licensing Scheme and How the Crisis of Copyright in the Cultural Heritage Sector Restricts Access to Digital Content. *Open Library of Humanities*, 5(1): 36, pp. 1–51, p.40. DOI: <https://doi.org/10.16995/olh.335>

影響評価：UK Intellectual Property Office 2012 *Impact Assessment Orphan Works*. Available at: <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20140603102744/http://www.ipo.gov.uk/consult-ia-bis1063-20120702.pdf> [Accessed 25 February 2018].

なぜ評判が悪いのか

「ライセンス料や申請料，付加価値税，著作権審判所への不服申し立てのコストなど，すべて潜在的なユーザーにとって多額のコストがかかる」

- 形式的には妥当な金額に見える（たとえば，非商業的な利用の場合は1作品10ペンスの「ライセンス料」で，1ライセンスで30作品の「申請手数料」は80ポンド＋付加価値税）が，**多数の作品を申請するアーカイブには膨大なコストとなる**
- **デューデリジェンスを満たす権利者搜索の費用**が高い
- 商業的利用のライセンス料は法外に高い
- ライセンス期間が短い

出典：Martinez, M and Terras, M 2019 'Not Adopted': The UK Orphan Works Licensing Scheme and How the Crisis of Copyright in the Cultural Heritage Sector Restricts Access to Digital Content. Open Library of Humanities, 5(1): 36, pp. 1–51, p.41. DOI: <https://doi.org/10.16995/olh.335>

著作権ハブ 技術の例：The Copyright Hub Plugin

The Copyright Hub Plugin

This page explains all you need to know about The Copyright Hub's browser plug-ins. It will be frequently updated as we develop our technology, add new plug-ins and ways of connecting to us, and build additional Hub Applications for other content like music, film and text as well as pictures. If there's something you need to know but isn't here, please [contact us](#).

Q. Where do I start?

A. First of all you will need to download an extension that enables your browser to access licensing information for pictures that you have found.

[Download Google Chrome extension](#)

Q. What can I use the plug-in for?

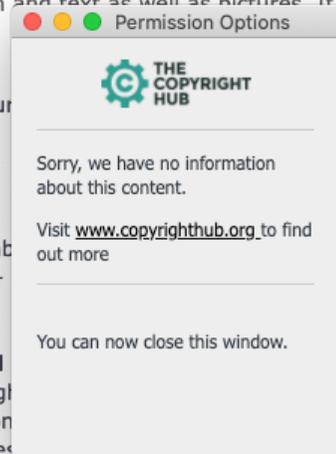
A. The plug-in will work with any piece of content which has a resolvable URL. The easiest way to find out is to right-click it and select "Copyright Hub options" – something will happen!

Q. How do I know if I can buy a licence for a picture I've found?

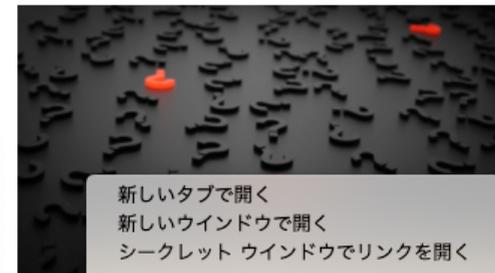
A. Once you've downloaded the extension (see Q1) you can simply right-click on a picture (on a Mac) on the picture you have found and select 'Copyright Hub Options' to purchase a licence. For the moment this is a limited number of pictures but we will also extend to other content like music, videos and text.

Q. There are available options to purchase a licence. What do I do next?

A. If you find an option that works for you simply click the 'buy' button for the licence type you have chosen. If not there will be a link to contact the creator (or the people offering rights on their behalf) and agree a licence which works for you.



Cannot find permissions info?



ブラウザにプラグインを入れた上で、画面上で右クリックして、著作物の利用許諾を得る手続きをしていくイメージだが・・・

著作権ハブ（DCE含む）の問題点

- DCEの前提とする問題意識：デジタル世界における **high volume low value transaction**（大量の作品の少額な取引）への対応（⇔少数の作品の巨額な取引）

- 技術で対応しなくても、既存の権利制限／例外規定や集中管理スキーム、クリエイティブ・コモンズなどのオープンライセンスで効率的対応している場合も多い
- 些少な対価しかもらえない可能性のない著作物の創作者に、著作権を登録するという行動をとらせることは困難である
- 許諾権の行使に関心をもたない権利者の著作物は、代替性がある場合が多い（ライセンスを得やすい別の作品を利用するか、何なら新たに作った方が便宜である）

日本法への示唆

① 孤児著作物に関するライセンス制度

「権利者不明等の場合の裁定制度は、許諾権の行使に関心をもつ可能性のある権利者に対してはある程度意味のある方策である。しかし、許諾権の行使に関心をもたないタイプの権利者の許諾に代えるための制度としては、利用コストを相当程度に下げない限り、利用者と権利者双方にとって多くの場合、結果として経済的に意味のない手続きを踏ませるにすぎないので、効率性の低い部分が残る制度である。他方で、相当程度にその利用コストを下げることであれば、権利保護と利用の促進のバランスを図ることができる制度になる可能性もある。とはいえ、アーカイブや復刻版における利用のように作品としての代替性がない場面での利用を超えて、この制度が幅広く利用される状況もなかなか想定しがたいように思われる。」今村哲也「権利の利用」論究ジュリスト34号100頁

② 拡大集中許諾制度

集中管理において「すべての権利者の権利」の許諾を担保できる制度として有望。
イギリスの今後の運用状況を注視

③ 著作権ハブ

許諾と分配の仕組みや開発された技術については参考になる部分も多いと思われるので、今後の運用状況を注視